

沖縄県立高等学校通信制課程入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立高等学校通信制課程入学者選抜は、高等学校及び中学校教育の正常な発展を期し、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、入学者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の高等学校長（以下「志願先高等学校長」という。）が学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 90 条の規定に基づき、中学校長から送付された調査書その他必要な書類を資料として行う。
- (2) 選抜は、入学志願者が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願資格

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を募集年度の 3 月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

3 募集定員

募集定員は、別に定める。

4 出願期間

出願期間については、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

5 出願手続

- (1) 志願者は、沖縄県立高等学校通信教育規則（昭和 47 年教育委員会規則第 9 号）により定められた県立泊高等学校又は、県立宜野湾高等学校いずれかの通信制課程を出願することができる。ただし、県立宜野湾高等学校通信制課程の志願者は、入学後同校で面接指導（スクーリング）を受講できる者に限るものとする。
- (2) 志願者は、入学志願書（通信第 1 号様式）及び志願理由書（通信第 2 号様式）を出身中学校長に提出すること。
- (3) 出身中学校長は、入学志願者の提出する入学志願書（通信第 1 号様式）、志願理由書（通信第 2 号様式）、調査書（第 4 号様式）及び健康診断書（志願先学校長の指示する様式）を志願先高等学校長に提出すること。ただし、過卒生が出願する場合においては、出願書類（調査書は厳封）を一式そろえた上で、志願者本人が出願する事を妨げないものとする。
- (4) 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書（通信第 1 号様式）及び志願先高等学校長が必要と認める書類を添えて志願先高等学校長に提出すること。
- (5) 志願者が県外の中学校出身者で保護者も県外に居住している場合には、沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の「3 一般選抜」の「(5)出願手続」の規定を準用する。

6 調査書

調査書については、沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の規定を準用する。

7 選抜の方法

- (1) 高等学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、出身中学校長から提出された書類等及び面接検査等の結果を資料として選抜を行う。

8 面接検査

- (1) 期 日
期日については、教育長が別に定める。
- (2) 検査場
ア 原則として、志願先高等学校とする。
イ 離島からの志願者については、次の検査場で受検することができる。
久米島高等学校
宮古高等学校
八重山高等学校

9 合格発表

合格発表については、教育長が別に定める。

10 第2次募集

高等学校長は、合格者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行うものとする。

- (1) 出願資格
出願資格は前記「2 出願資格」と同じとする。
ただし、全日制・定時制・通信制課程に志願し合格した者は、出願できない。また、通信制課程に志願し、合格しなかった同一校には出願できない。
- (2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。
- (3) 出願手続 上記「5 出願手続」を準用する。ただし、入学志願書は、第2次募集入学志願書（通信制第3号様式）とする。

11 検査場 原則として、志願先高等学校とする。

12 入学手続期間

合格者は、校長の定める期日までに、所定の入学手続を完了しなければならない。同期日内に入学手続を完了しない場合は、入学を取り消すものとする。

13 その他

- (1) 高等学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の10月末日までに県教育委員会に送付し、学校ホームページに掲載する。
- (2) この要項に定めるもののほか、入学者選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 面接指導（スクーリング）は、泊高等学校においては日曜日又は、月曜日に開設し、宜野湾高等学校においては、全日制課程との併置のため日曜日のみの開設とする。

沖縄県立高等学校通信制課程入学者選抜実施要項の 実施に関し、教育長が定める事項等について

1 出願期間

- (1) 出願期間は、令和9年2月1日（月）及び2月2日（火）の2日間とする。
- (2) 受付時間は、1日目は午前9時から午後4時、2日目は午前9時から午後2時までとする。
- (3) 郵送する場合は、令和9年2月2日（火）までに必着するように送付すること。

2 面接検査

(1) 期 日

宜野湾高等学校検査場	令和9年2月20日（土）、2月21日（日）
泊高等学校検査場	令和9年2月14日（日）
久米島高等学校検査場	令和9年2月23日（火）
宮古高等学校検査場	令和9年2月21日（日）
八重山高等学校検査場	令和9年2月20日（土）

3 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、面接を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

追検査等の期日及びその他詳細については、志願先高等学校が別に定める。

4 合格発表

- (1) 令和9年3月17日（水）に志願先高等学校ホームページにおいて発表する。
- (2) 高等学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通じて合格したことを通知する。